

# 五泉中学校 校則

## 1 服装・身だしなみ・持ち物等について

### (1) 制服について

- <男子> ①五泉中学校指定の学生服(制服)とズボンを着用する。  
②左えりに校章(制服についてくる)をつける。  
③ベルトは黒か茶色の派手でないものを使用する。  
④制服を着るときはボタンをしっかりととめる。(儀式的行事の際はホックをとめる)
- <女子> ①五泉中学校指定の紺のセーラー服とスカートもしくはスラックスを着用する。  
②白いリボン(女子学生ネクタイ)は学校指定のものを使用する。  
③スカートの裾は、膝が隠れる程度とする。腰で折らない。
- <男女> ①制服やセーラー服から下に着ているものがはみ出さないようにする。  
②制服の下や袖から着ているものが出ないようにする。  
③夏季は五泉中学校指定の体育着を着用する。  
④夏季に熱中症対策として、学校指定の半袖Tシャツとハーフパンツを着用する期間を設ける。

### (2) 名札について

- 名札は各自で管理し、校舎内で制服を着用する場合に左胸ポケットにつける。(他の場面では指示に従う)

### (3) 靴下について

- 靴下は白・黒・紺・グレーを基調とする(ライン1本やワンポイントマークのものでもよい)

### (4) 運動靴について

- ①学校指定の運動靴を使用する。内履き・外履きとも学年カラーのひもを着用する。  
②通学用の靴は特に指定しないが、高価なものは履かない。(運動靴が望ましい)

### (5) 暑さ・寒さ対策について

#### ①防暑対策(熱中症対策期間)

ア 原則、半袖シャツ・ハーフパンツで登下校する。

イ 半袖シャツの裾は熱を放出する目的であれば出してもよい。ただし、下着が見えないようにする。

#### ②防寒対策

ア 制服・体育着の下にきるトレーナーやセーターは、黒・紺・白・グレー・ベージュの無地とし、裾、襟、袖口から出ないようにする。

イ ハイネックタイプのシャツは、部活動の時間以外は着用しない。

ウ ジャンパーやパーカーなどの防寒着を着用してもよい。

エ タイツ・ストッキングは、黒またはベージュ系で模様のないものとする。

### (6) 体育着について

①学校指定の学年カラーの体育着を着用する。

②基本的に授業は、制服で臨む。着替えは3限後に行う。

ア 1、2限に着替えが必要な授業や指示がある場合は、朝のうちに着替える。

イ 午前中に着替えが必要な教科の授業(教科担当が必要に応じて指示する)があった場合は、以後体育着で生活してよい。

③寒いときは、体育着の下にトレーナーやセーターなどを着用しても良い。  
(無地で、黒・紺・白・グレー・ベージュとする)

④校名・名前の刺繍が取れている場合は速やかに業者に修繕してもらう。

(長袖、長ズボン・Tシャツ・短パンで2~3日かかる)

#### (7) カバンについて

①通常登校の際は、通学カバンを使用する。不要物をつけない。

②通学カバン以外で補助的なカバンについては指定しない。私物は持ち帰る。

#### (8) 頭髪について

①衛生面と清潔感を保つ髪型にする。

②髪の毛が肩にかかるようなら、ゴム(黒・紺・茶)等で結ぶか、ヘアピン等で留める。

・髪を束ねることで運動時に邪魔になったり、周りの人にあたったりする心配があれば、ダンゴ状にまとめてよい。束ねる位置は後頭部(頭頂部と明確に区別できる場所)とし、固定の仕方についてはゴムで留めることを原則とし、補助的にヘアピンを使用してよい。ただし、運動や転倒など事故が起きた時にけがをしない程度とする。

③前髪は目にかからない長さにする。

④華美・ファッション性を追求しない(パーマ、装飾品、編み込みなど)。\*縮毛矯正は除く

#### (9) その他の身だしなみについて

①全校朝会、生徒朝会は制服で参加する。ただし、1、2限に着替えが必要な場合を除く。

②健康志向や疲労回復に伴う、ネックレスやリストバンドを着用しない。

③化粧をしたり、装飾品(ピアス、健康グッズ、ミサンガなど)を身に付けたりしない。

## 2 登下校について

### (1) 登校時間を7:45から8:10までとする。

①8:15に朝学活を始める。その際に通学カバンや防寒着などは片付けた状態にする。朝学活開始まで読書や学習をしてもよい。

②欠席・遅刻の場合は、7:45から8:10までに保護者が連絡する。

③登校時の服装は制服とする。部活動の朝練があった場合は練習後に制服に着替える。

### (2) 下校時

①決められた通学路を通る。

②部活動終了後は、その服装(体育着、部活のシャツ等)のまま下校してもよい。

③寄り道や買い食いをしていない。

### (3) 自転車通学について・・・希望者は自転車通学許可願を提出し、その内容を厳守する。

①自転車通学の場合は、ヘルメットをしっかりとかぶる。(あごヒモをしっかりとつける)

②各学年の駐輪場に、順に奥からつめて整然と止める。

③ヘルメットは教室に持っていくか、自転車の鍵にあごひもを止めるなどして駐輪場に置く。  
(いたずらや紛失防止のため、かごに入れるだけにしない)

④昼休みや放課後・部活終了後などの時間に駐輪場や駐車場で遊ばない。

⑤冬期間、積雪・降雪・凍結がある時は、自転車通学を禁止とする。

(通学禁止期間は別途連絡する)

## 3 昼食(給食のない日)について

(1) 弁当等を持ってくる。飲み物は、水・お茶・牛乳・スポーツドリンクとする。

(2) 自教室で食べることにし、学校外に買いに出ない。(忘れた場合は、先生に申し出る)

(3) 自分のゴミはすべて持ち帰る。

## 4 学校にお金を持ってくる必要がある場合(通常は、不要なお金を持ってこない)

(1) 集金等は、必ず朝のうちに担当の先生に預ける(お金の紛失防止のため)。また、生徒同士で集金(部活の保護者会費)などの受け渡しの無いようにする。

(2) 放課後に通院等で、個人的にお金が必要な場合は、朝のうちに先生に預かってもらう。

## 5 学校生活について

- (1) フリースペースでは、ボールなどを使って遊ばない。
- (2) 他学年の階の廊下をむやみに歩かない。(トイレも同様)
- (3) 学年が同じでも自分の教室以外は、許可なく入らない。
- (4) 内履きを忘れた場合は、担任に報告し指示を受ける。(原則スリッパは貸し出さない。)
- (5) 冬季に携帯用カイロを使用する場合、使用後は必ず持ち帰る。また、投げて遊ばない。
- (6) 特別教室棟の非常階段は、非常時以外は使用しない。(出入りしない)
- (7) 放課後は、持ち物は活動場所へ持って行き、教室に戻らない。用がない生徒は速やかに下校する。
- (8) 清掃前に5分しかなく着替えができない場合は、制服で清掃を行ってよい。

## 6 私物の管理について

- (1) 私物には記名し、自己管理をしっかりとる。
- (2) 雨具や防寒着は廊下の雨具かけを利用する。(自転車通学生徒は自転車にかけておいてもよい。)
- (3) 傘は、玄関の傘立てにクラスごとに置く。(必ず記名をしておくこと)
- (4) 部活動関係の私物は指定の場所に置くなど各自で管理する。(必ず記名をしておくこと)

## 7 スマートフォン・携帯電話について

- (1) 原則としてスマートフォン・携帯電話を学校には持ってこない。やむを得ない事情で持ってきた場合は、朝のうちに担任に預けて帰る際に受け取るようにする。
- (2) 無断で校内に持参し、通話やメール等を行っていた場合は、機器を預かり、保護者と話し合いをもった後、保護者に返却する。
- (3) 「SNS 五泉中ルール」、「家庭での機器利用のきまり」を守り、トラブル〈LINE (ライン)、メール、有害サイト、プロフ・ブログなどを介しての〉に関わりをもたないようにする。  
※県内において他人の名前や顔写真を使って、悪口を書き込んだりうわさを流したりすることが増えている。また、エスカレートしていじめや犯罪に発展するような行為や書き込みは、ネットパトロールにより警察に通報されるようになってきている。このように、トラブル解消の手段が、学校教育の範囲を超える事例も増えているので絶対に関わらないようにする。

## 8 その他

- (1) ゲームセンター・ゲームコーナーやカラオケボックス、ボウリング場、インターネットカフェ、マンガ喫茶などの娯楽施設には、生徒だけで行かない。(トラブルになりそうな場所、個室のある場所)
- (2) 学校生活に不要なものや貴重品は持ってこない。  
\*お菓子、カード類、マンガ、雑誌、スマートフォン・携帯電話、ゲーム機 など
- (3) 友達の家泊まったり、友達を家に泊めたりしない。(生徒同士の宿泊を伴う旅行を禁止)
- (4) 生徒同士の金品の貸し借りや物品の売買は一切禁止する。
- (5) 危険な玩具(エアガン等)を使った遊びを禁止する。
- (6) 無断で小学校のグラウンドや校舎に入らない。必ず先生に用件を伝えること。
- (7) 家の人に、行く先や帰宅時刻を告げて外出する。
- (8) テストや研究会など、午前で放課の日は、午後3時まで自宅学習をし、外出しない。
- (9) 校外で部活動を行う場合は、ヘルメットを着用すれば、自転車通学生以外でも自転車で移動してもよい。(ただし、顧問の指示に従うこと)
- (10) 旅行のお土産のやり取りはしない。(県内においてお土産を食べて、食物アレルギーに関する事故が数件が起きている。本人に自覚がなく、うっかり食べてはじめて発症する事例もある。)

＝ 校則の性質と見直しについて ＝

- 1 本規定を「五泉中学校 校則」と称する。
- 2 校則は、教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として校長が制定する。
- 3 校則は、生徒の実情や保護者の考え、地域の状況をふまえながら、複数の立場の学校関係者の意見を参考に見直しをしていくこととする。校則の見直しは、下記の手順により毎年行うこととする。
  - (1) 見直しの手順
    - ①生徒アンケートの実施
      - ア 現行の校則について、次の観点到照らし合わせた上で変更を希望する内容を集約  
《見直しの観点》
        - ア) 人権に配慮している内容か（差別をしない、自他を尊重する）。
        - イ) 安全面、健康面、衛生面を第一に考えている内容か。
        - ウ) 生活する上で不具合がないか。
        - エ) 社会規範を逸していないか。
    - ②生徒会本部でアンケート結果を精査
    - ③生徒会本部で見直し案の原案を作成し、全校生徒に提案
    - ④生徒総会で見直し案を審議・承認
    - ⑤生徒会長が承認された見直し案を全校生徒の総意として校長に提案
    - ⑥生徒の見直し案について学校運営協議会にて意見聴取（参考意見として）
    - ⑦職員会議にて生徒の見直し案を審議
    - ⑧校長が承認した内容を生徒に回答
- 4 校則を学校の web ページに掲載する。

＝ 付 記 ＝

令和5年11月13日 全面改訂・施行